

# 一 緒 懸 命



## 創刊号 高橋克法国政報告

たかはし克法  
後援会  
自由民主党栃木県  
参議院選挙区第二支部

栃木県塩谷郡高根沢町  
光陽台 1-1-2  
028-675-6500

### 創刊所感

人口三万人足らずの地方の町長が、栃木県全体を選挙区とする参議院選挙に当選できたことは、皆様の力強いご支援の賜物以外の何物でもありません。心から感謝申し上げます。

当選させていただいてからもうすぐ一年が経とうとしています。この一年、無我夢中で国会と地元栃木県を往復する毎日でした。とにかくまずは勉強だと、国会の本会議、委員会、党の政務調査会各部会を走り回ってまいりました。そんな中で、事務所の体制もなかなか整わず、国会報告が遅れてしまいましたことをお詫び申し上げます。

地方の町長を十五年間経験した自分にとって、「地方を守る」ことが最大の使命であるとの思いを忘れることなく、これからも懸命に汗を流してまいりますので、ご指導ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

参議院議員 高橋 克法

## 鳥獣保護法改正

### 「保護」から「保護・管理」へ

参議院環境委員会において、  
質問致しました。

#### ■栃木の食害被害・里山の役割・狩猟免許

【質問】 私の地元である栃木県日光市、世界遺産である日光二社一寺の敷地内にあったカタクリの群落は、シカの食害でなくなりました。日本を代表するシラネアオイも同じ状況です。市街地に出没するアーバンディアと呼ばれるシカも最近増えてきました。日光国立公園にはシカ防止柵が設置されていますが、防止策の外側では、本来地面を覆い尽くしているはずのササが根こそぎ食べられてしまった。ササを食べ尽くされた斜面では、少しの降雨で土砂が流れ出し、ヒメマスの生息する溪流は濁り、中禅寺湖にも砂が流れる。

平家落人の里といわれる栗山村、ここはサル  
の楽園です。家を訪ねると庭にサルがいる。裏  
庭にもサルが遊んでいる。高齢者の方がどうし  
ているかということ、サルを追い払えませんが  
家でじっとしている。しかしよく考えてみると、  
鳥獣に罪はないんです。

かつて日本では人の住む集落があり、里山が  
あり奥山がありました。われわれ日本人にとっ  
て奥山とは神々の住まうところ、死後に帰る神  
聖な場所とされ、人々は里山から薪や落ち葉や  
山菜をいただく代わりに里山をきれいにして、  
里山が奥山と集落の緩衝地帯として人と獣たち  
の棲み分けの機能を果たしてきました。今、上  
映されている『WOOD JOB! 神去りな  
あなあ日常』という映画を観てきましたが、杣  
人(そまびと)たち、つまり山で働く方々は奥山



の神々に手を合わせてから山に入る、日本人にはそうした精神性がありました。

その精神性の結果だと思いますが、例えばイギリスは日本と同じ島国ですが、産業革命の時代に森林をほとんど伐採してしまいました。その結果、日本には188種の哺乳類が生息していて固有種は41種ありますが、イギリスには50種の哺乳類しかおらず、固有種はゼロです。植物についても日本は5,600種以上が生育していますがイギリスには1,600種しかありません。そのようなことを念頭に置きながら、生態系のバランスを考えた長期的な保護管理と、差し迫った被害を食い止める対策の両方が必要であるとの観点から質問致します。

鳥獣保護管理は、個体数管理、生息地管理、被害駆除を一体に進めていくことが重要とされています。個体数管理や被害駆除のための鳥獣捕獲は公益を目的としていますが、趣味としての猟銃免許保持者が担っているのが現状で、対価も無償で行われています。

しかし昨今の鳥獣捕獲は、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整が主体となっています。現在の猟銃免許は、趣味としての狩猟を規制するものであり公益的な捕獲を目的とした制度ではありません。今後の方針をお伺いします。



環境委員会で質問に立ったかはし克法

**【政府参考人答弁】** 鳥獣の管理に携わる者への特別な免許のあり方について、継続して検討を進めて参りたいと思います。

**【質問】** よろしくお伺いします。現在、「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」いわゆる「特措法」において、特例対象者は技能講習修了証明書の交付を受けなくても猟銃の所持許可または更新を受けることができます。ただこの制度は平成26年12月3日で終了してしまいます。

先日、環境委員会視察で訪れた日光市には、約250人の有害駆除従事者がいますが、上記の理由などから「もう狩猟するのは嫌だ」という声も上がっており、今後狩猟者の減少に歯止

めがかからなくなる恐れがあります。現に、栃木県の平成23年度の狩猟免許保持者数は、昭和56年度のピーク時から73パーセント減となる2,587人にまで減少。更には高齢化も進んでいます。捕獲従事者確保の観点からも、猟銃の所持許可更新時における技能講習免除期間の延長が必要かと思いますが、農水省の見解をお伺いします。

**【政府参考人答弁】** 特措法につきましては、当時の鳥獣被害対策実施隊の設置が100市町村に満たなかったため、設置が進むまでの過渡的な措置として設けられました。ここ2年で実施隊が745市町村まで増加しており、今後は公務災害の適用や狩猟税の減免措置を活用して更なる設置促進を考えています。

**【質問】** 私有財産である山にも入るわけですから、地元とつながりがあり、地理もよくわかっている方が有害鳥獣駆除をすべきだと思います。認定鳥獣等捕獲事業者と猟友会を含めた狩猟者団体との連携についてお伺いします。

**【牧原秀樹環境大臣政務官答弁】** 新たな事業者が活動する際には、地域の狩猟団体と調整、連携するよう都道府県に十分な配慮をすべきと考えております。

**【質問】** この認定事業者制度がスタートすると、険しい奥山に踏み込むのはこの認定鳥獣捕獲等の事業者さんが担わざるを得ないのではないかと。財政面が課題になると思うのでご検討の程、宜しくお伺いしたい。

## ■那珂川町の「八溝ししまる」

**【質問】** 鳥獣被害に対応するという考え方をメインとしつつも、捕獲された鳥獣肉(ジビエ)を生かすことができれば、中山間地の雇用確保も含めた地域の活性化につなげることができるのではないかと。命を無駄にしないということは自然に対する礼儀であり日本人の精神性だと私は思っています。

例えば、栃木県那珂川町では自然資源を生かした地域振興に大変真摯に取り組んでいます。なかでも、箱罟、括り罟で捕獲をした野生のイノシシの生体を買って、町の設立した加工施設で商品化したイノシシに「八溝ししまる」というブランド名をつけて、好評を博しています。八溝山系を元気に走り回った「八溝ししまる」は非常に香りがよくて、しっかりした歯ごたえの中に柔らかさがある。ただ、まだその仕組みが完全にできあがっていないものですから、時期によってはイノシシ肉の安定供給が難しい。これがもっと日本国民の間にジビエが浸透して、解体から販売までの仕組みができあがれば、雇



用を含めた地域経済効果も上がる、この地域資源たる鳥獣肉の利活用に対して支援をしていかなければと思います。農水省にお伺いします。

**【政府参考人答弁】** 鳥獣被害防止総合対策交付金で、捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備あるいは販売面の強化を目指す取組みを支援しております。また、狩猟者、加工事業者、販売事業者などの関係者が連携して行うジビエ商品の開発、あるいは販路開拓の6次産業化の取組みにつきまして、6次産業化の支援対策により支援しております。

**【質問】** 今、中山間地は厳しい状況にある。『里山資本主義』という本があります。そこでは中山間地は山の恵みの宝庫であるという視点から、製材業者の木屑からボイラーのペレットを作り、バイオマスの発電所を作るなどして雇用が生まれ、若い人たちの声が地域にこだまするようになる。発想の転換によって、中山間地の機能が復活をしたという事例が紹介されています。野生鳥獣の存在もプラスに転換していく。その仕組みをつくるために国や地方公共団体が支援をしていく。その試みがうまく回り始めたら、地域に活力が戻り、笑顔が戻る。そういった役割を公的な機関が担うべきだと思います。宜しくお伺いいたします。

#### ■カワウの食害被害について

**【質問】** 次にカワウについてお伺いします。カワウは1970年代に絶滅が危惧されるなど減少しましたが、その後増加に転じまして、現在では全国でねぐらが約450か所、およそ約12万羽が生息されていると推定されます。カワウの増加については、河川や湖沼で行われる内水面漁業における食害や、それに伴う漁具破損被害が問題となっています。地元の栃木県でも、那珂川や鬼怒川というアユ釣りが盛んな非常にきれいな河川で、カワウの被害が甚大です。今後、

国による主導的な対応が必要と思いますが、環境省の見解をお伺いします。

**【北川知克環境副大臣答弁】** ガイドライン等を作成し、カワウ管理の支援を考えております。

#### ■省庁横断的な連携を

**【質問】** 過去、人間はいくつかの失敗をしてきました。ひとつ事例を挙げれば、まだハブの血清がなかった時代に、沖縄や奄美大島は大変なハブの被害にあっていました。東大の先生がマングースに目をつけて、野に放った。結果としてマングースは、ハブよりもっと捕獲しやすいもの、つまり固有種も含めたニワトリやアヒルや野鳥などを次々と襲って、現在ではヤンバルクイナも捕獲している。だから、いま環境省は懸命にマングースの捕獲をやっている。こういうことを二度と起こしてはいけない。

人知を超えたところの精緻なバランスで成り立っている生態系に、人間が手を入れさせていただくわけですから、人間は謙虚な、真摯な思いがなければならない。そういう意味では、ただ単に環境省が行政としてやるのではなく、本当に深い、省庁横断的な連携を持ってやらなければいけない問題だと思っています。最後に、石原大臣にご答弁をお願いいたします。

**【石原伸晃環境大臣答弁】** 高橋委員のご質疑を聞かせていただきまして、自然に対する崇高の念に裏打ちされた中で、人間界を侵す鳥獣に対する被害をいかに克服していくかという観点と、自然と人間の共生。そんな話をいただいたと思います。人里があり里山があり奥山があるという歴史観・文化観を共有する形で、役所を越えてこれらの問題に取り組んでいくという姿勢を忘れてはならないと考えております。

〈5月22日 参議院第三十三委員会室

構成・文責 編集部〉

#### 高橋 克法（たかはし かつのり）プロフィール

所属会派 自由民主党

参議院における役職等 環境委員会 / 行政監視委員会 / 政府開発援助等に関する特別委員会（理事）

○昭和32年12月7日栃木県塩谷郡高根沢町生まれ

○栃木県立宇都宮東高等学校を経て、昭和56年3月明治大学法学部法律学科卒業

○昭和56年4月故・岩崎純三参議院議員秘書

○平成8年12月栃木県議会議員当選

○平成10年8月現職町長の急逝により高根沢町長選挙に出馬し当選、以降平成25年3月まで連続4期15年間在職。

○平成17年6月栃木県町村会副会長、平成19年6月同会会長

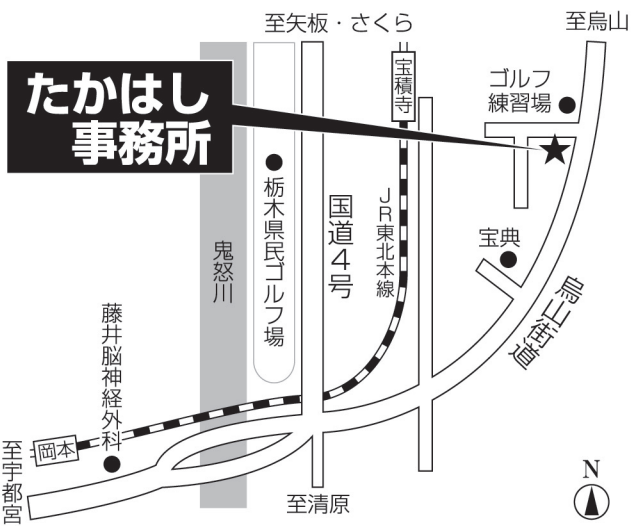
○平成25年7月第23回参議院議員通常選挙栃木県選挙区にて初当選

## 高橋克法事務所のご案内

高根沢事務所：〒329-1232 栃木県塩谷郡高根沢町光陽台 1-1-2 サンヒルシティ 1 階  
TEL/FAX 028-675-6500

国会事務所：〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 324 号室  
TEL03-6550-0324 FAX03-6551-0324

### 高根沢事務所



オフィシャルホームページ  
フェイスブックもご覧ください



### ★克友会にご入会のお願い★

平素より参議院議員・高橋克法の政治活動に関しまして、ご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて「克友会（かつゆうかい）」では、高橋克法の政治活動を支えるとともに組織の拡充強化を図りたく、新規のご入会をお願いしております。

どうぞこの趣旨にご賛同賜り、ご入会いただければ幸甚に存じます。より一層のお力添えの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

### ★ 克友会 年会費 ★

一口 年額 10,000 円

ご入会にご賛同いただける方は、申込書をお届いたしますので、下記にご連絡頂ければ幸いです。

### 高橋克法事務所

〒329-1232  
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台 1-1-2  
TEL/FAX (028-675-6500)

### ■編集後記■

高橋議員を支える事務所体制がなかなか整わず、会報の創刊が今になってしまいました。とにかく今は、議員も私達事務局も、勉強あるのみだと思っています。イチロー選手の「小さなことを積み重ねることが、とんでもないところへ行くただ一つの道」との言葉を愚直に信じて、後援会報「一緒懸命」をお届け申し上げます。